

# 横浜海上保安部からの連絡事項

---

横浜海上保安部  
航行安全課

令和5年7月19日

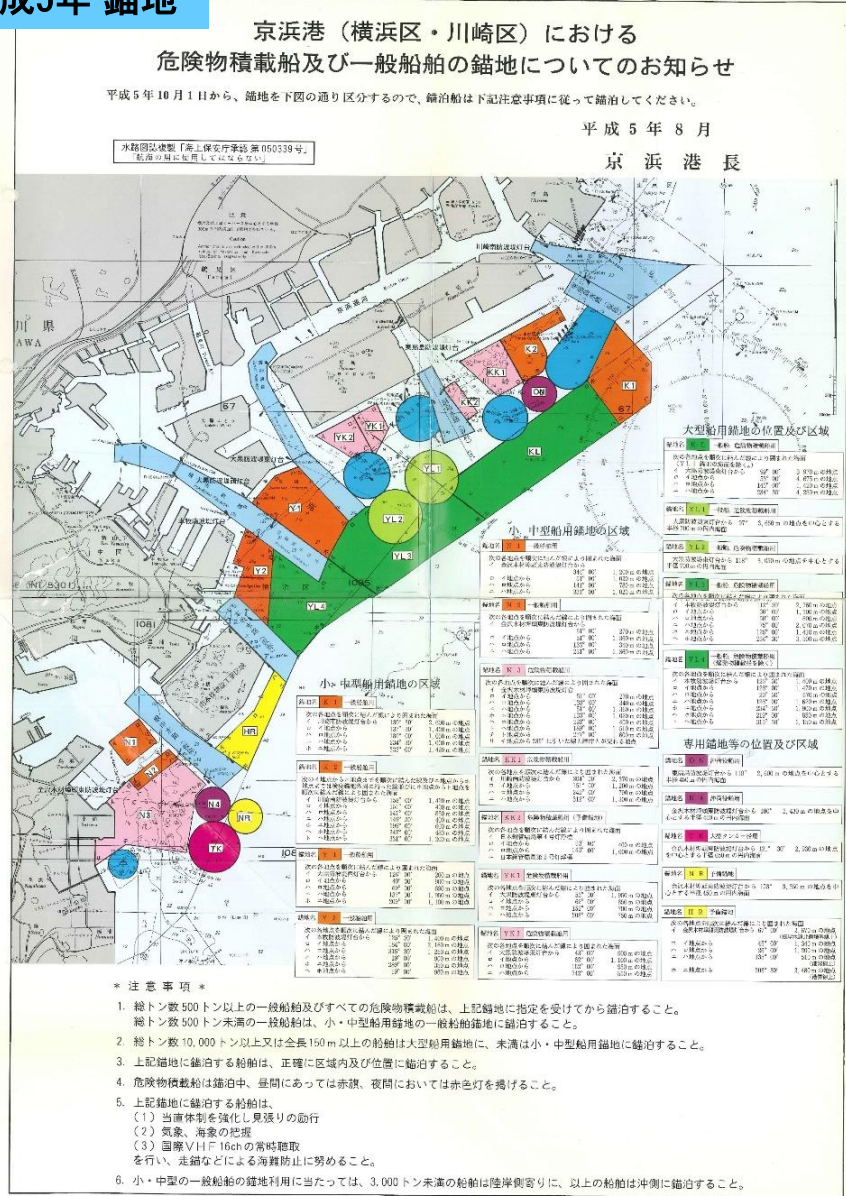


横浜海上保安部

*JAPAN COAST GUARD*

1. 京浜港（横浜・川崎区）における  
錨地運用の一部変更について
2. 京浜港（横浜・川崎区）における  
走錨事故防止対策について

## 平成5年 錨地



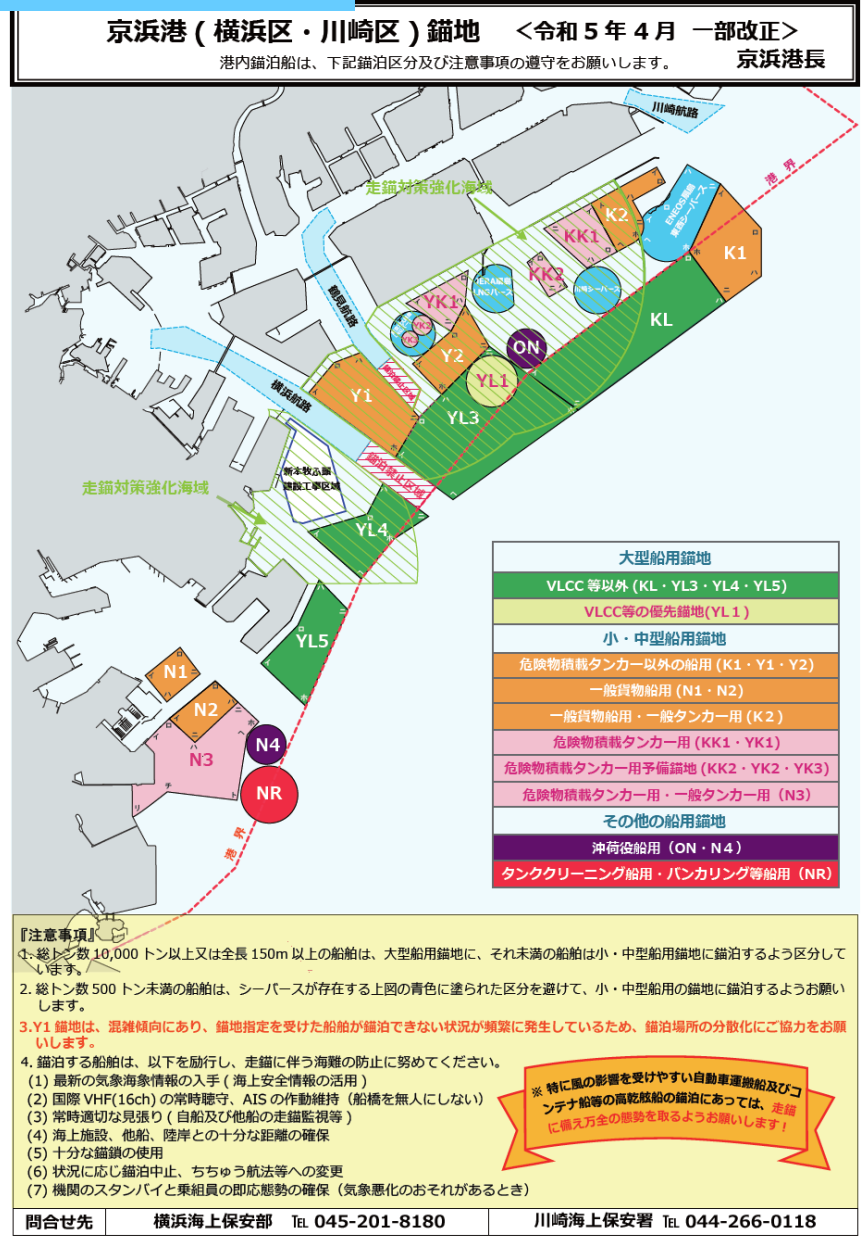
## 【京浜港（横浜・川崎区）の錨地について】

◆ 港則法の規定により、錨泊する総トン数500トン以上の船舶 及び 危険物積載船舶は、港長から錨泊すべき場所の指定を受けなければならない。

◆ 錨地の区分については、平成4年に開催された「東京湾航行安全対策検討会」（海事関係者、港湾管理者等の関係機関で構成）等における検討・合意結果に基づき、一般船舶及び危険物積載船舶別の錨地の区分けが行われた。

◆ 以後、港内環境の変化等に応じ、都度再編が行われてきている。

## 変更後（令和5年～）錨地



## 【錨地管理のあり方検討会について】

◆船舶の大型化・工事等による錨泊可能海域の減少等、海上交通環境が変化。

◆そのような状況に鑑み、令和3年度に、（公社）東京湾海難防止協会が、学識経験者・海事関係者・関係行政機関で構成される検討会を立ち上げ。

◆令和3年度から令和4年度、同検討会において錨地の利用実態把握・利用者へのアンケート調査等の結果を踏まえた検討を実施し、錨地運用の一部変更について提言。

## ◆主な提言内容

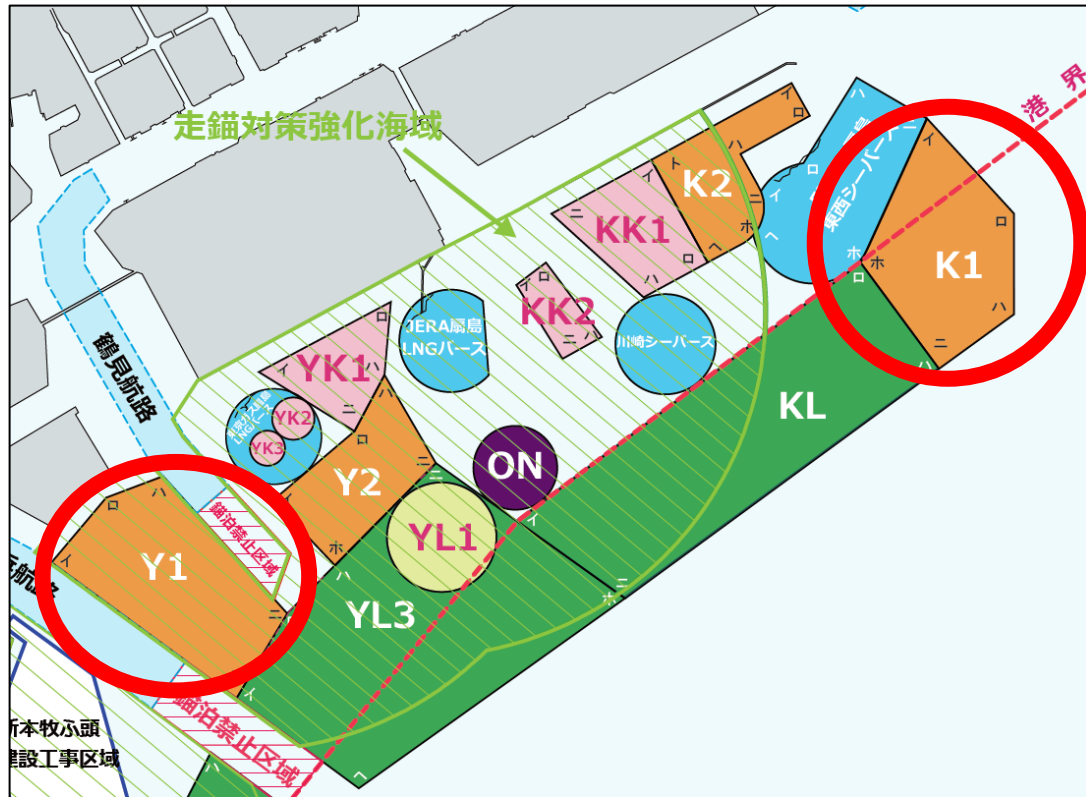
○Y1錨地の混雑緩和→K1錨地の錨泊可能船種の見直し

○利用者ニーズへの対応

→旧TK錨地をNR錨地と名称変更し、タンククリーニングに加え、補油目的等に活用

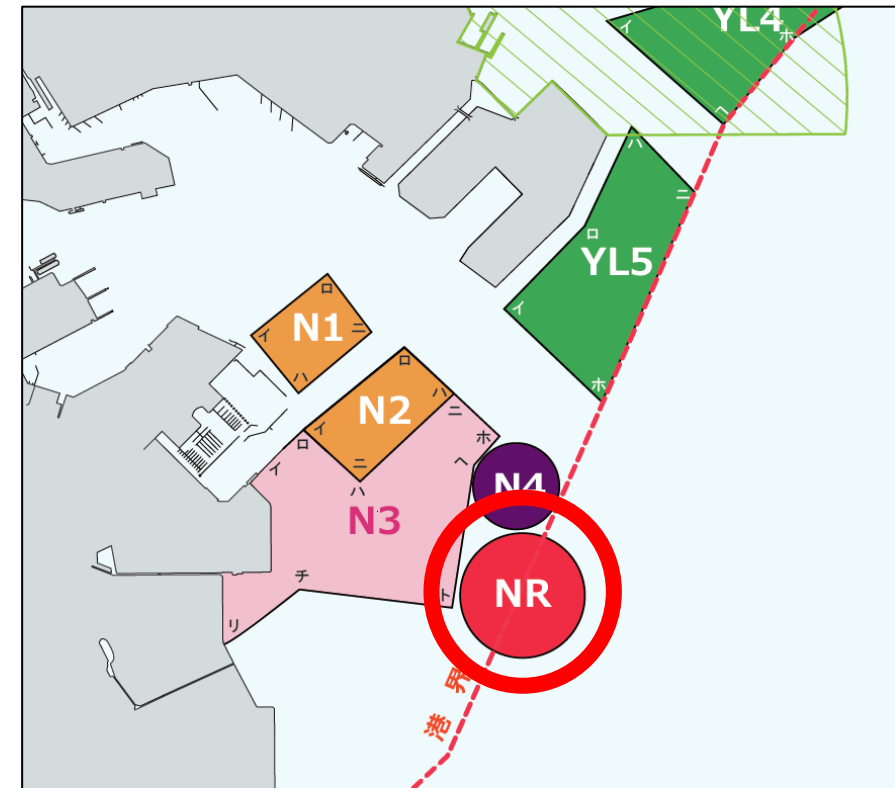


## ◆K1錨地の錨泊船種について



- K1錨地の錨泊船種を見直し
- 変更前：一般貨物船用、一般タンカー用
- 変更後：危険物積載タンカー以外の船用  
(※危険物積載貨物船も錨泊可能に)

## ◆旧TK錨地について



- 旧TK錨地をNR錨地と名称変更
- 補油目的に活用
- 変更前：タンククリーニング船用
- 変更後：タンククリーニング船用・バンカリング等船用

## 《台風来襲時等における対策概要》（港則法に基づく勧告）

### 風速20m/s以上の風が予想される場合 又は 台風の強風域がかかる場合

#### ①「第一警戒体制」を勧告

↳ 在港船舶は、VHFの常時聴取、守錨体制の強化等の走錨防止対策を実施  
特に走錨対策強化海域内の錨泊船は、走錨防止対策を徹底

#### ②「錨泊自粛」を勧告

↳ 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10%未満の船舶は、走錨対策強化海域内での錨泊を自粛。錨泊中の場合は出域

### 台風の暴風域がかかる場合

#### ①「第二警戒体制」を勧告

↳ 1000トン以上のタンカー、高乾舷船等は、防波堤外に退避

#### ②「入港制限」を勧告

↳ 1000トン以上の船舶は、入港しない。



※上記勧告に際し、錨泊船の状況を把握し、情報提供や錨地の整理を行うため、横浜・川崎区に錨泊する**総トン数500トン未満（危険物積載船を除く）の船舶**に対し、横浜保安部宛の通報をお願いしています。詳細は次ページをご参照ください（横浜海上保安部ホームページにも掲載しています）。

令和4年6月作成

## 横浜海上保安部からのお願い

### ～～走錨事故を防ぐために～～

京浜港横浜区及び川崎区における走錨事故防止のため、横浜海上保安部では、荒天時の的確な情報提供及び錨泊船舶の整理・整頓を目的に、京浜港横浜区及び川崎区の港内錨地に避難する**総トン数500トン未満**（危険物積載船を除く）の錨泊船の把握のため、京浜港長から台風の接近等により第一警戒体制または第二警戒体制が発令中の場合にあっては、以下の項目の通報に、ご協力をお願いしています。

### ～～通報内容～～

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1 船名         | 7 船舶電話番号    |
| 2 総トン数／信号符号  | 8 投錨節数      |
| 3 船種         | 9 積荷の状況     |
| 4 錨泊錨地名      | 10 AIS搭載の有無 |
| 5 錨泊位置（緯度経度） | 11 係留予定岸壁   |
| 6 錨泊予定       |             |

### ～～通報方法～～

- 加入電話 横浜海上保安部  
045-201-1671、8180
- 加入FAX 横浜海上保安部  
045-211-2405

\* 通報には京浜港横浜区・川崎区港内錨泊通報用紙を使用して下さい。

\* 通報は船長にかわって船会社・代理店等からでも差し支えありません

横浜・川崎地区では、走錨による衝突、異常接近が多発しています。



問い合わせ先：横浜海上保安部 航行安全課  
Tel 045-201-8180

## 京浜港（横浜区・川崎区）港内錨泊通報

横浜海上保安部 航行安全課  
電話番号：045-201-8180  
FAX送付先：045-211-2405

令和 年 月 日

送信元	・船名/代理店名等 ・連絡先 ・担当者
-----	---------------------------

1 船名	
2 総トン数 / 信号符号	トン /
3 船種	コンテナ ・ 貨物 ・ タンカー ・ 作業 その他（ ）
4 錨泊錨地名	Y1 ・ Y2 ・ YK1 ・ YK2 ・ YK3 (走錨対策強化海域内) K2 ・ KK1 ・ KK2 ・ その他（ ） (走錨対策強化海域外) K1 ・ N1 ・ N2 ・ N3 ・ その他（ ）
5 緯度経度	北緯35° 東経135°
6 錨泊予定	/ ~ /
7 船舶電話番号	
8 投錨節数	右 節 ・ 左 節
9 錨泊時の積荷の状況	
① 載貨重量トン数	トン
② 積荷積載量	トン
③ 積荷積載率 (%)	② / ① = %
④ 積荷種類	
	*空船または空船に近い状態の船舶は走錨対策強化海域外へ出域
10 AIS搭載の有無	有 ・ 無
11 係留予定岸壁	
その他（通信欄）	

以上です

